

ふるさとしものせき応援基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

ふるさとしものせき応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさとしものせき応援基金条例（平成 3 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「寄附者が用途を特定しない寄附金の額及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に寄附の申出を受け付けた寄附金に係る基金の積立てについて適用し、同日前に寄附の申出を受け付けた寄附金に係る基金の積立てについては、なお従前の例による。

提案理由

ふるさとしものせき応援基金として積み立てる額の算定方法を変更するため。

下関市職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員定数条例の一部を改正する条例
下関市職員定数条例（平成 1 7 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「3,051 人」を「2,714 人」に改め、同項第 1 号中「1,912 人」を「1,794 人」に改め、同項第 2 号中「260 人」を「234 人」に改め、同項第 9 号中「471 人」を「278 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数の定数外とする。
- (1) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項又は下関市職員の休職の事由を定める条例（平成 1 7 年条例第 3 7 号）の規定により休職とされた職員
 - (2) 地方公務員法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた職員
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定による承認を受けて育児休業をしている職員
 - (4) 下関市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 1 9 年条例第 6 0 号）第 2 条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をしている職員
 - (5) 下関市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 5 年条例第 3 7 号）第 2 条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
 - (6) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 7 第 1 項の規定に基づき他の地方公共団体に派遣された職員
 - (7) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 0 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員
 - (8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(平成17年条例第41号) 第2条第1項の規定により派遣された職員
(9) 併任職員及び兼務職員

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号から第5号までに規定する職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第1項に規定する職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、職員の定数の定数外とすることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

職員定数の適正な管理を図り、及び所要の条文整備を行うため。

下関市職員の高齢者部分休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する法第 2 6 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員（同条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が年齢 6 0 年に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 8 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、1 週間を通じて当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業をしている職員の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないときは、下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 8 号）第 1 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び地域手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に 1 2 を乗

じ、その額を1暦年に係る勤務時間（その年の総日数から下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）第4条第1項及び第5条に規定する週休日並びに同条例第12条に規定する休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、市長が定める勤務時間をいう。）で除して得た額を減額した給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を下関市職員退職手当支給条例（平成17年条例第61号）第12条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）第4条」と、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び下関市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」と読み替えるものとする。

（高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、延長後の休業時間が1週間を通じて当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる職員に対する第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該職員が年齢 6 0 年に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年度に年齢 5 8 年又は 5 9 年に達する職員	令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年度に年齢 5 9 年に達する職員	令和 8 年 4 月 1 日

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 3 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 7 年条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「対して、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第 1 5 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 高齢者部分休業（当該職員が年齢 6 0 年に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 6 年条例第 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（下関市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 8 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 4 下関市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- (6) 下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）
（下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）
- 5 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。
- 第19条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 高齢者部分休業（当該職員が年齢60年に達した日の属する年度の翌年度の4月1日（下関市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和6年条例第 号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日（下関市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第38号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

提案理由

職員の高齢者部分休業について、必要な事項を定めるため。

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

下関市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第 1 0 条第 2 項中「前項の」を「同項の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（初任給調整手当）

第 1 0 条の 2 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額 1 8 5 , 0 0 0 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 3 5 年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給されている職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、市長が定める。

第 2 5 条第 2 項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条の 2、第 1 1 条」に改める。

第 3 0 条中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(下関市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 2 下関市職員の修学部分休業に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「並びに初任給調整手当」を加える。

提案理由

職員に支給する手当に初任給調整手当を加え、及び所要の条文整備を行うため。

下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 条」を「第 7 条の 2」に、「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「給料」の次に「並びに初任給調整手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第 2 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 2 章第 2 節中第 8 条の前に次の 1 条を加える。

（初任給調整手当）

第 7 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当は、常勤職員の例により支給する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 1 7 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（勤勉手当を支給しようとする基準日を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。）が 6 月以上の者に限る。）に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、常勤職員の例により支給する。基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 第 1 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用

する。

- 3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第17条の2第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第17条の2第1項により勤勉手当が支給される日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第18条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

「第2節 期末手当」を「第2節 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第31条第1項中「の支給」を「及び勤勉手当の支給」に、「、「例」を「「例」に改め、「除く。）」と」の次に「、第17条の2第1項中「例」とあるのは「例（勤勉手当基礎額に係る規定を除く。）」と」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項の規定は、第1項の場合において、勤勉手当の額を算出する際の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、「月額換算期末手当基礎額」とあるのは、「月額換算勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 下関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「通算する」及び「期間を含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 給与条例第29条第1項及び会計年度任用職員給与等条例第17条の2第1項（会計年度任用職員給与等条例第31条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

（会計年度任用職員の場合にあつては、当該基準日を含む任期が6月以上の会計年度任用職員（会計年度任用職員給与等条例第17条の2第2項の規定により準用する会計年度任用職員給与等条例第15条第2項の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。）に限る。）のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

提案理由

会計年度任用職員に支給する手当に勤勉手当等を加え、及び所要の条文整備を行うため。

下関市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別会計条例の一部を改正する条例

下関市特別会計条例（平成 1 7 年条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

本則第 8 号中「及び介護サービス事業」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 介護保険特別会計の令和 5 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険特別会計を設けて経理する事業のうち介護サービス事業を廃止するため。

下関市安岡地区複合施設の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市安岡地区複合施設の設置等に関する条例

(設置)

第 1 条 地域住民の学習の場を提供するとともに、地域のコミュニティ活動の振興を図るため、次のとおり下関市安岡地区複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

名称	位置
下関市安岡地区複合施設	下関市富任町五丁目 3 番、7 番及び 1 0 番

(施設)

第 2 条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 安岡コミュニティセンター（以下「センター」という。）
- (2) 下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 1 0 号）第 2 条の表に規定する下関市立はまゆう図書館
- (3) 下関市役所支所設置条例（平成 1 7 年条例第 1 4 号）第 1 条の表に規定する下関市役所安岡支所
- (4) 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園であって、下関市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 2 8 9 号）の規定に基づき下関市富任町五丁目 3 番及び 7 番に設置された公園

2 センターに次の施設を置く。

- (1) 集会施設棟
- (2) 園芸棟
- (3) 芝生広場

3 第1項第2号から第4号までに規定する施設の設置及び管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第5条 別表に掲げるセンターの施設及び附属設備（複写機を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、芝生広場を使用しようとする者は、占用して使用する場合を除き、これを自由に使用することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は個人の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用者は、使用許可を受けたセンターの施設及び附属設備を使用する時までに使用料を納付しなければならない。ただし、冷暖房設備、ガス器具及び屋外コンセントの使用に係る使用料並びに市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、当該施設及び附属設備を使用した後に納付することができるものとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはセンターの使用を停止させ、又は使用許可に付した条件を変更すること（次項において「使用許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力による事由によりセンターの適正な使用が困難と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市は、使用許可の取消し等によって使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第11条 何人も、センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品を携行すること。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (3) 許可なくして、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(4) 許可なくして、印刷物、ポスター、看板、懸垂幕又はこれらに類する物を配布し、貼り付け、又は掲示すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障がある行為をすること。

(設備等の制限)

第12条 使用者は、センターの施設に変更を加え、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、センターをその使用許可に係る目的以外に使用し、若しくは転貸し、又はセンターを使用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用が終わったときは、直ちに使用した施設等を原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により使用許可を取り消され、又はセンターの使用を停止されたときも同様とする。

2 市長は、使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、センターの原状回復に必要な措置を講じ、その措置に要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り等)

第16条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、その職員に使用者が使用しているセンターの施設に立ち入り、使用者及びその関係者に質問させ、又は必要な指示をさせることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に複合施設（第2条第1項第2号から第4号までに規定する施設を除く。以下この条に

において同じ。)の管理を行わせることができる。

- 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、複合施設の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 複合施設の維持管理に関する業務
 - (2) センターの使用許可に関する業務
 - (3) センターの運営企画に関する業務
 - (4) センターの利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条及び第4条中「市長が」とあるのは「指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第9条第1項、第12条及び別表備考第5項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金の収受)

第18条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認をした利用料金の額について告示するものとする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額をセンターの見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 4 利用料金の減免及び還付については、第8条及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(下関市役所支所設置条例の一部改正)

- 2 下関市役所支所設置条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の表 下関市役所安岡支所の項中「下関市安岡駅前二丁目7番1号」を「下関市富任町五丁目10番1号」に改める。

(準備行為)

- 3 使用許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条、第7条関係）

安岡コミュニティセンター使用料

1 集会施設棟

区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2	追加 料金	冷暖房設備	
							冷房	暖房
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
講堂 1	円 890	円 600	円 600	円 690	円 690	円 240	円 270	円 410
講堂 2	890	600	600	690	690	240	270	410
第1研修室	890	600	600	690	690	180	200	300
第2研修室	520	350	350	400	400	140	100	150
第3研修室	300	200	200	230	230	70	50	80
第4研修室	300	200	200	230	230	70	50	80
第1レクリエーション室	810	540	540	620	620	200	220	330
第2レクリエーション室	500	340	340	390	390	110	120	180
第3レクリエーション室	500	340	340	390	390	110	120	180
キッチンスタジ	1,070	720	720	820	820	310	90	140

オ								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

2 園芸棟

(1) 実習室

区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2	追加 料金	冷暖房設備	
							冷房	暖房
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
実習室	円 1,050	円 700	円 700	円 800	円 800	円 300	円 240	円 360

(2) 展示室

区分			使用料
展示室	入場料を徴収しない場合	園芸の展示をする場合で、当該展示物を販売するとき	1日につき500円とし、冷暖房設備を使用する場合の使用料は、実習室と同じ区分及び使用料とする。
		園芸以外の展示をする場合	1日につき1,000円とし、冷暖房設備を使用する場合の使用料は、実習室と同じ区分及び使用料とする。
		展示以外の目的で使用する場合	展示室の使用料及び冷暖房設備を使用する場合の使用料は、実習室と同じ区分及び使用料とする。
入場料を徴収する場合			展示室の使用料及び冷暖房設

	備を使用する場合の使用料は、実習室と同じ区分及び使用料とする。
--	---------------------------------

3 芝生広場

区分	使用料
芝生	1日当たり占有面積1㎡につき5円
芝生以外（キッチンカー等による占有に限る。）	1日当たり1台につき1,000円

4 附属設備

区分	使用料
ガス器具	1時間当たり1台につき100円
複写機	複写枚数1枚につき10円。ただし、カラー複写については、日本産業規格B列4番以下の大きさの用紙によるものは複写枚数1枚につき50円とし、日本産業規格A列3番の大きさの用紙によるものは複写枚数1枚につき80円とする。
屋外コンセント	1時間当たり1個につき100円

備考

1 1の表から3の表（同表に規定する芝生以外の使用料に係る部分を除く。次項において同じ。）までに掲げる施設を、入場料、会費等（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合の使用料（冷暖房設備に係る使用料を除く。次項において同じ。）の額は、これらの表の規定により算定する額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下の場合 100パーセント
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え、2,000円以下の場合

150パーセント

(3) 入場料等の最高額が2,000円を超える場合 180パーセント

2 前項の規定にかかわらず、商品の宣伝、展示、販売その他の営利を目的として使用する場合における使用料の額は、1の表から3の表までの規定により算定する額に、400パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 1の表、2の表及び4の表において1時間当たりとして定められている使用料について、その使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。

4 1の表及び2の表の追加料金は、使用者がこれらの表の午前、午後1、午後2、夜間1及び夜間2の欄に規定する時間の前後1時間（第4条に規定する開館時間の範囲内に限る。）を使用する場合に徴収する。

5 3の表において「1日」とは、当日において、午前9時から午後5時までの時間帯をいう。ただし、市長が必要と認める場合は、当該時間帯を延長することができる。

6 芝生を占用する面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして使用料を算定し、占用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして使用料を算定するものとする。

7 3の表において「キッチンカー等」とは、キッチンカー、移動販売車、屋台、露店等（施設利用者の利便性の向上に資するものに限る。）をいう。

8 複写機を使用する場合において、用紙の両面に複写するときは、片面を1枚として使用料を算定するものとする。

提案理由

下関市安岡地区複合施設を設置するため。

下関市漁港管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市漁港管理条例の一部を改正する条例

下関市漁港管理条例（平成 1 7 年条例第 2 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「者（以下）」を「者又は法第 4 3 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 4 4 条第 1 項に規定する認定計画において法第 4 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 5 0 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下これらを）」に改め、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 3 9 条第 4 項」に改める。

第 2 1 条第 3 号中「、第 1 2 条」を「第 1 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 宿泊使用料の表中

6,600円	を	7,700円	に改め、同表
7,150円		8,250円	
7,700円		8,800円	

備考中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項を第 1 2 項とし、同表備考第 1 0 項第 1 号中「1 月 3 日」を「同月 7 日までの日、3 月 2 4 日から 4 月 7 日」に、「1 2 月 3 0 日及び 1 2 月 3 1 日」を「及び 1 2 月 2 4 日から同月 3 1 日までの日」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

- 1 1 利用者が 1 月 1 1 日から 3 月 1 9 日までの日、6 月 1 日から同月 3 0 日までの日及び 1 2 月 1 日から同月 2 3 日までの日（前項第 2 号に掲げる日を除く。）に宿泊する場合は、この表及び備考第 1 項から第 9 項までの規定により算出した額に、2,200 円を超えない範囲内で規則で定める額を減算する。

別表第 1 3 浴場使用料の表備考第 3 項中「備考第 1 1 項第 2 号」を「備考第 1 2 項第 2 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきに宿泊する者の宿泊使用料については、なお従前の例による。

提案理由

下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきに係る宿泊使用料を改定し、及び
所要の条文整備を行うため。

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正
する条例

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例（平成 1 7 年条例第
2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊使用料の表 宿泊料（1 人当たり 1 泊につき）の項中
「3, 5 6 0 円」を「4, 2 0 0 円」に、「2, 7 5 0 円」を「3, 2 0 0 円」
に、「1, 6 3 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、「4, 0 7 0 円」を「4, 7 0 0
円」に、「3, 0 5 0 円」を「3, 6 0 0 円」に、「1, 8 3 0 円」を
「2, 3 0 0 円」に、「4, 5 8 0 円」を「5, 2 0 0 円」に、「3, 4 6 0 円」
を「4, 0 0 0 円」に、「2, 1 3 0 円」を「2, 6 0 0 円」に改め、同表備考
第 4 項に次の 1 号を加える。

(3) 市内に住所を有する小中学生又は幼児で、その確認ができるもの
を提示した場合

別表 1 宿泊使用料の表備考第 8 項第 1 号中「同月 3 日」を「同月 7 日ま
での日、3 月 2 4 日から 4 月 7 日」に、「1 2 月 3 0 日及び同月 3 1 日」を
「及び 1 2 月 2 4 日から同月 3 1 日までの日」に改める。

別表 2 研修・会議室使用料及び食堂使用料（1 時間につき）の表備考中
「午前 8 時から午前 1 0 時まで及び午後 4 時から午後 1 0 時までの間」を「第
4 条第 3 項に規定する宿泊施設を使用することができる時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて下関市火の山ユースホステルに宿泊する者の宿泊使用料については、なお従前の例による。

提案理由

下関市火の山ユースホステルに係る宿泊使用料を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第
2 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「（以下「売上割額」という。）」を削る。

第 1 8 条第 4 項中「第 1 7 条」を「前条本文」に改める。

別表第 3 備考第 3 項中「販売等」を「屋内の使用及び屋外の使用の使用許可
を受けた者が販売等」に、「期間がある」を「端数がある」に、「期間を」を
「期間及び当該端数の期間を」に改め、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考
第 2 項中「面積がある」を「端数がある」に、「面積を」を「面積及び当該端
数の面積を」に改め、同項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 1 項の次に次の
2 項を加える。

2 この表において「売上割額」とは、別表第 2 に掲げる物品の区分に
応じ、一時使用許可に係る各物品の売上金額に同表に定める割合を乗
じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上
げる。）の合計額をいう。

3 会議室の使用許可を受けた時間が 1 時間未満であるとき、又は当該
時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該 1 時間未満の時間及び当
該端数の時間を 1 時間として計算する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の一時使用許可に係る使用料の規定を見直し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市角島地域資源活用総合交流促進施設の設置等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市角島地域資源活用総合交流促進施設の設置等に関する条例
の一部を改正する条例

下関市角島地域資源活用総合交流促進施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（施設）

第 2 条の 2 交流促進施設の施設は、次のとおりとする。

- (1) 食材供給コーナー
- (2) 直売所施設
- (3) 軒下広場
- (4) その他附帯施設

第 5 条第 1 項中「別表に掲げる」を削り、「使用」を「占有して使用」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申請ができる使用は、次の各号に掲げる交流促進施設の施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食材供給コーナー又は直売所施設 1 年又はこれに準ずる期間にわたる物品の販売を目的とした使用
- (2) 軒下広場 1 年未満の期間の使用

第 9 条を次のように改める。

（使用料）

第 9 条 使用者のうち、第 5 条第 2 項第 1 号に定める使用の許可（以下「常時使用許可」という。）を受けた者は、使用料として、別表第 1 に掲げる物品

の区分に応じ、当該常時使用許可に係る各物品の売上金額に同表に定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）の合計額を、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

- 2 使用者のうち、第5条第2項第2号に定める使用の許可（以下「一時使用許可」という。）を受けた者は、使用料として、別表第2に掲げる行為の区分に応じ、同表に定める額を、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

第14条第4項中「第8条」を「第9条」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

常時使用許可における物品の売上金額に乗じる割合

区分		割合
農林水産 食品及び 花き	豊北町区域内で生産又は水揚げされたもの	5%
	豊北町区域以外の区域で生産又は水揚げされたもの	10%
加工食品	豊北町区域内で加工されたもの	5%
	豊北町区域以外の区域で加工されたもの	10%
交流促進施設内で調理等を行い提供される飲食物		5%
その他の 物品	豊北町区域内で製造等されたもの	5%
	豊北町区域以外の区域で製造等されたもの	10%

備考 この表において「豊北町区域」とは、下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する下関市役所豊北総合支所の所管区域をいう。

別表第2（第9条関係）

一時使用許可に係る使用料

区分	使用料
物品の販売	売上割額と1日当たり700円とを比較して、いずれか高い額。ただし、常時使用許可を受けた者が併せて使用する場合は、売上割額
その他の行為（営利を目的とした行為を含む。）	日額700円

備考 この表において「売上割額」とは、別表第1に掲げる物品の区分に応じ、当該一時使用許可に係る各物品の売上金額に同表に定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）の合計額をいう。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市角島地域資源活用総合交流促進センターの使用料に係る規定を見直し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年
条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 7 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電
磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて
は認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条
文整備を行うため。

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 2 条第 5 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 5 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 2 5 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病

状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 1 条の 2」を「第 3 1 条の 3」に改める。

第 9 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 1 条に次の 2 項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が 3 0 人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 0 号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第 1 4 8 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 1 号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行わ

れると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務

の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的を開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第43条中「第3章」を「前章」に改める。

第45条第11項中「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）」を「指定地域密着型サービス条例」に、「下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス条例」に改める。

第48条中「、第31条及び第31条の2」を「及び第31条から第31条の3まで」に、「第31条の2まで」を「第31条の3まで」に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「第31条の2まで」を「第31条の3まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第31条の3(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第27条第1項(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 1 条第 4 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 2 条第 3 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 3 5 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 7 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、

市長に届け出なければならない。

- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第16項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項第2号の改正規定及び第35条第1項の改正規定（「、交付」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第28条第3項（新条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 4 9 条の 4」を「第 1 4 9 条の 5」に改める。

第 2 条第 1 7 号中「、指定通所支援条例第 6 7 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 6 条第 3 項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第 2 6 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 2 7 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第 5 1 条の 1 7 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第 3 項中「、居宅介護計画」を「、第 1 項の居宅介護計画の」に改める。

第 3 1 条に次の 1 項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊

重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又

は言語聴覚士」に改める。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第97条中「第111条の5」を「第111条」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が

介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「第206条」を「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第206条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業者等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条及び第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」

とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規

定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第194条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第196条第1項第3号中「又イ」を「又はイ」に改める。

第198条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第201条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告す

るとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に改める。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第207条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第208条ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第210条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第211条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第 2 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第 9 項中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

附則第 1 3 項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 2 6 年厚生労働省令第 5 号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 4 項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 1 9 8 条の 7（新条例第 2 0 1 条の 2 2 において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 2 0 1 条の 1 0 の規定の適用については、新条例第 1 9 8 条の 7 第 2 項及び第 3 項並びに第 2 0 1 条の 1 0 第 2 項及び第 3 項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第 1 9 8 条の 7 第 4 項及び第 2 0 1 条の 1 0 第 4 項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 2 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を

有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなけ

ればならない。

第51条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
 - 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 6 7 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 6 8 条・第 6 9 条） を「第 3 章

第 3 節 設備に関する基準（第 7 0 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 7 1 条—第 7 7 条）」

削除」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同条第 2 号及び第 1 0 号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第 1 3 号中「、第 6 7 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条の見出し及び同条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第 4 条ただし書を削る。

第 5 条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第 7 条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）に規定する診療所とし

て必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）」、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、

同条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」」を「この項において単に「支援」」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第97条中「（第4項及び第5項を除く。）」を「（第6項及び第7項を除く。）」、第27条の2」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第76条」を削り、「読み替える」を「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第102条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）」、第27条の3」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第76条」を削り、「第44条第1項」を「第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行

うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項に改め、「体制」との次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第103条第1項中「（第3項及び第6項を除く。）、第68条」を「（第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」」に改める。

第105条第1項中「、第71条」を削り、同条第2項中「、第71条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第71条」を削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第77条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第27条の2（新条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、医療型児童発達支援（同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 12 条第 4 項中「第 1 号」を「同項第 1 号」に改める。

第 16 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第 17 条第 2 項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第 10 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5

項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第57条第2項中「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改め、同項第4号中「又イ」を「又はイ」に改める。

第64条第1項第3号中「又イ」を「又はイ」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第76条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 1 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 1 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない

い。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及

びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な

利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
 - 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、「山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 7 5 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 9 条第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 0 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条から第16条までを次のように改める。

第13条から第16条まで 削除

第17条中「又は第13条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第36条第1項において同じ。）」を削る。

第18条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、山口県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第19条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第20条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第21条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第22条から第25条までを次のように改める。

第22条から第25条まで 削除

第26条中「又は第22条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の後期高齢者支援金等賦課額と第22条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第34条及び第36条第1項に

において同じ。) 」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第27条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第34条第1項中「、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「、第13条、第19条若しくは第22条」を「若しくは第19条」に、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第15条」を削り、同条第2項中「、第13条、第19条若しくは第22条」を「若しくは第19条」に改め、「若しくは第15条」を削る。

第36条第1項中「又は第13条」を削り、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第13条」を削る。

第37条の2第1項中「又は第15条」を削り、「第12条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第15条」、「又は第24条」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条」を削り、同条第6項中「又は第15条」、「又は第24条」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と」を削る。

第37条の3第1項中「又は第13条」を削り、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条」を削り、同条第7項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第13条」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下関市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以

後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市介護保険条例の一部を改正する条例

下関市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 3, 0 0 0 円」を「3 0, 0 3 0 円」に改め、同項第 2 号中「4 2, 9 0 0 円」を「3 8, 6 1 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 9, 5 0 0 円」を「4 5, 5 4 0 円」に改め、同項第 6 号から第 8 号までの規定中「又は第 1 1 号イ」を「、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ又は第 1 5 号イ」に改め、同項第 9 号ア中「4 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 1 号イ」を「、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ又は第 1 5 号イ」に改め、同項第 1 0 号中「1 1 5, 5 0 0 円」を「1 1 8, 8 0 0 円」に改め、同号ア中「4 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満」を「4 2 0 万円以上 5 2 0 万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ又は第 1 5 号イ」に改め、同項第 1 1 号中「1 3 2, 0 0 0 円」を「1 2 5, 4 0 0 円」に改め、同号ア中「7 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満」を「5 2 0 万円以上 6 2 0 万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ又は第 1 5 号イ」を加え、同項第 1 2 号中「1 4 8, 5 0 0 円」を「1 5 8, 4 0 0 円」に改め、同号を同項第 1 6 号とし、同項第 1 1 号の次に次の 4 号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 1 3 2, 0 0 0 円

ア 合計所得金額が 6 2 0 万円以上 7 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 138,600円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 145,200円

ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,810円」に、「26,400円」を「25,410円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」

を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,810円」に、「46,200円」を「45,210円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年度から令和8年度までの保険料率を定め、及び介護保険法施行令の一部改正に伴う所要の条文整備を行うため。

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部改正)

第 1 条 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を
「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に
よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機
による情報処理の用に供されるものをいう。第 2 7 7 条第 1 項において同
じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 4 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の
2 号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生
命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ
の他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を
行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利
用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
い。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要

事項」という。) 」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条ただし書及び第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条ただし書及び第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次

の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第107条中「第5節」を「次節」に改める。

第112条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第115条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第133条ただし書及び第149条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修

を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的開催しなければならない。

第167条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第184条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）」を「同法」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号

を同項第4号とする。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第192条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第194条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第203条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニッ

ト型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第192条第1項に規定する設備」を「第192条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準と

すること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業

所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - イ 廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - ウ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第215条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第218条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第219条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第228条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第236条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第250条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第251条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第255条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（同条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第256条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加え

る。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第262条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第268条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第273条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第273条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第274条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第275条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第277条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条第3項中「第80条第1項に規定する人員」を「第80条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第3条又は下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号。以下「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号と

し、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第88条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ

繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第137条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第145条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第191条第1項第1号中「下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号）」を「介護老人保健施設条例」に改め、同項第4号中「下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号）」を「介護医療院条例」に改める。

（下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例（令和３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和９年３月３１日までの間、この条例による改正後の下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項（新条例第９１条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第４０条の２（新条例第９８条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第９６条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和９年３月３１日までの間、新条例第３２条の２（新条例第９８条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第３２条の２中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条中下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第９条第２項第２号及び第２７７条第１項の改正規定は公布の日から、第２条の規定は令和６年６月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和７年３月３１日ま

での間は、第1条の規定による改正後の下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）及び第261条第3項（新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第155条第6項（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第166条の2（新条例第181条、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第166条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第228条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 5 1 条の 2 第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 2 6 7 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 5 5 条の 4 第 1 項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサ

イトに掲載しなければならない。

第56条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第4条に規定する担当職員」を「第4条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改め、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第251条第4号及び第265条第3号において同じ」を加える。

第125条第3項中「口腔機能」を「口腔^{くう}機能」に改める。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装

置等を活用して行う場合のものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第140条第2項中「第4条に規定する担当職員」を「第4条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第141条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。)を定期的開催しなければならない。

第142条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、「医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)」を「同法」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「、前項」を「、同項」に改める。

第176条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第178条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第180条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第181条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第192条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有す

ること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「、指定居宅サービス等条例第207条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基

準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由

な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第196条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第202条中「第184条第1項」を「第184条」に改める。

第204条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を

図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第205条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第211条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第217条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第218条中「、第55条の4」の次に「から第55条の8まで、第55条の10」を加え、「（第55条の9第2項を除く。）」を削り、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に、「第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項」を「第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」に、「同項」を「第55条の4第1項」に改める。

第229条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第234条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第235条中「第55条の4から」を「第55条の4から第55条の8ま

で、第55条の10から」に改め、「(第55条の9第2項を除く。)」を削り、「第212条まで」を「第211条まで、第212条」に改める。

第239条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第248条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第251条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第251条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び

同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第252条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第262条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を

行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第265条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第266条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第267条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号と

し、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第15号中「及び第10号から第14号まで」を「、第9号及び第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第80条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号。第118条第4項及び第175条第1項第1号において「介護老人保健施設条例」という。）第3条又は下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号。第118条第4項及び第175条第1項第4号において「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第9号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第93条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による

身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第118条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規

定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第123条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第126条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第126条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第175条第1項第1号中「下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設

備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号）」を「介護老人保健施設条例」に改め、同項第4号中「下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号）」を「介護医療院条例」に改める。

（下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の2（新条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第92条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第55条の2の2（新条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの

とする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第51条の2第2項第2号及び第267条第1項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第55条の4第3項（新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第247条第3項（新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第137条第3項（新条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）及び第178条第3項（新条例第197条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第141条の2（新条例第160条、第165条の3、第172条、第182条（新条例第197条において準用する場合を含む。）及び第218条において準用する場合を

含む。)の規定の適用については、新条例第141条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第211条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項第 5 号中「第 6 6 条」を「第 6 6 条第 1 項」に改め、同項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 0 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 2 0 5 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 5 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障

がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等

により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」

に、「「介護従業者」と読み替える」を「「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替える」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「第103条」を「第107条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」

に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条前段中「第60条の11」の次に「、第60条の15」を加え、「第103条」を「第107条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条前段中「第60条の11」の次に「、第60条の15」を加え、「第103条」を「第107条の2」に改める。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に

改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第2号及び第205条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第107条の2（新条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第174条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなけれ

ば」とする。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 0 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 5 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第 7 項」を「第 4 5 条第 7 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 9 2 条第 1 項において同じ。）に係る記

録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第46条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協

力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第64条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 0 項中「平成 2 4 年条例第 7 2 号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス条例」という。」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 1 1 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が 3 0 人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 0 号。次項において「指定居宅サービス等条例」という。）第 1 4 8 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 1 号）第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認

められるときは、これを置かないことができる。

1 2 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 3 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1

年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「第54条」を「前条」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第33条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項第 3 号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士等（病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。）

第 6 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 4 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 2 5 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「又は」を「及び」に改める。

第 3 3 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

介護老人施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を

行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ

ればならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第54条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第39条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第33条第1項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 5 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 2 6 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「又は」を「及び」に改める。

第 3 4 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制

を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。）を定期的開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第34条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項

中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 7 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定介護療養型医療施設に係る健康保険法等の一部改正に伴う経過措置が失効することに伴い、その基準を廃止するため。

下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 5 条第 2 6 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用

者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第6条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中「第3章」を「前章」に改める。

第33条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

提案理由

下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成 2 6 年条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者で
ある指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」
という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係
る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の
介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以
下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項の」
を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規
定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定に
より置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第
1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項に
おいて「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主
任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合
については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規

定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第15条第1項中「第41条第10項」を「法第41条第10項」に改める。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単

に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号及び第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第23条第3項（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中 1 7 の項を削り、1 8 の項を 1 7 の項とし、1 9 の項から 2 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 5 1 の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、同表 5 の項中「（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）」を削る。

別表第 9 5 4 の項の次に次の 1 項を加える。

<p>5 4 の 2</p>	<p>建築基準法第 8 6 条の 7 の規定に基づく建築物（同法第 4 3 条第 1 項の規定による接道義務の適用を受けないもの又は同法第 4 4 条第 1 項の規定による道路内建築制限の適用を受けないものに限る。）の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき 2 7, 0 0 0 円</p>
--------------------	---	----------------------------

別表第 9 6 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 6 2 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 2 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエ

エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表 63 の項から 65 の項まで並びに同表備考第 7 項、第 10 項、第 13 項第 1 号及び第 16 項から第 18 項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 10 2 の項第 2 号オ(ア)中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改め、同号オ(イ)中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同号オ(ウ)中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同号オ(エ)中「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同号オ(カ)中「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に改め、同号オ(キ)中「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に改め、同号オ(ク)中「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に改め、同号オ(ケ)中「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を廃止し、犬の登録に係る手数料を徴収する事務の例外を定め、建築基準法等の一部改正に伴い、既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えに関する特例の認定に係る手数料を定め、及び所要の条文整理を行い、並びに特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料を改定するため。

下関市母子生活支援施設の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市母子生活支援施設の設置等に関する条例を廃止する条例

下関市母子生活支援施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市立親和寮を廃止するため。

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 2 4 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければ」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 1 9 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 3 7 条第 3 項中「第 7 条第 2 項中」を「第 7 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に、「法第 1 9 条第 1 号又は第 2 号」を「同条第 1 号又は第 2 号」に、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「第 5 6 条第 7 項」を「第 5 6 条第 6 項」に、「附則第 6 条第 7 項」を「附則第 6 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 下関市立長府図書館の項の次に次のように加える。

下関市立はまゆう図書館	下関市富任町五丁目 1 0 番 1 号
-------------	---------------------

第 4 条第 2 号中「長府図書館」の次に「、はまゆう図書館」を加える。

附 則

この条例は、下関市安岡地区複合施設の設置等に関する条例（令和 6 年条例第 号）の施行の日から施行する。

提案理由

下関市立はまゆう図書館を設置するため。

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市営住宅の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 8 号中「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

第 5 9 条第 2 項中「。次項において同じ」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

殿敷ハイツ（単身者用）	豊田町大字殿敷	平成 9 年度	1 1 戸
滝 部	豊北町大字滝部	平成 1 0 年度	6 戸
滝 部	豊北町大字滝部	平成 1 2 年度	6 戸

」

を

「

殿敷ハイツ（単身者用）	豊田町大字殿敷	平成 9 年度	1 1 戸
-------------	---------	---------	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特定公共賃貸住宅を廃止するため。

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

下関市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 3 条」を「第 5 条」に、「空家等を」を「空家等（管理不全空家等又は特定空家等に該当するものを含む。）を」に改める。

第 5 条中「であるもの」を「に該当するもの」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「及び第 1 4 条」を「、第 1 3 条及び第 2 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 下関市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 2 8 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 有料公園施設の表 海峡ゆめ広場の項中 「ゆめ広場控室コン
ゆめ広場ゲートタ
ゆめ広場アッパー
ゆめ広場フォーリ

セント

ワー照明設備

ライト照明設備

一照明設備

を「ゆめ広場控室コンセント」に改め、同表 乃木浜総合
」

公園の項中「乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場」を 「乃木浜総合公園
乃木浜総合公園

ストリートスポーツ広場

ストリートスポーツ広場露出コンセント」に改める。

別表第 2 有料公園施設の項中「ゆめ広場控室コンセント ゆめ広場ゲ
ートタワー照明設備 ゆめ広場アッパーライト照明設備 ゆめ広場フォーリー
照明設備」を「ゆめ広場控室コンセント」に、「乃木浜総合公園ストリート
スポーツ広場」を 「乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場
乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場露出コンセント」
に改める。

別表第 3 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表 有料
公園施設の部 ゆめ広場ゲートタワー照明設備の項、ゆめ広場アッパーライ
ト照明設備の項及びゆめ広場フォーリー照明設備の項を削り、同部 乃木浜
総合公園ストリートスポーツ広場の項の次に次のように加える。

乃木浜総合公園	広場に持ち込む電気器具	2 1 0 円
---------	-------------	---------

ストリートスポーツ広場露出コンセント	1個当たり1日につき定格消費電力1kWまでごとに
--------------------	--------------------------

第2条 下関市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2 有料公園施設の表 乃木浜総合公園の項の次に次のように加える。

金比羅公園	下関市金比羅町	金比羅公園グラウンド（照明設備）
-------	---------	------------------

別表第2 有料公園施設の項中

「

乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場	1月5日から12月27日まで（8月14日から同月16日までの日を除く。）	午前9時から午後4時まで
-------------------	--------------------------------------	--------------

」

を

「

乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場	1月5日から12月27日まで（8月14日から同月16日までの日を除く。）	午前9時から午後4時まで
金比羅公園グラウンド（照明設備）	1月5日から12月27日まで	午後5時から午後10時まで

」

に改める。

別表第3 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表 有料公園施設の部 乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場の項の次に次のように加える。

金比羅公園グラ	1基当たり1時間までご	400円
---------	-------------	------

ウンド（照明設 備）	とに	
---------------	----	--

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

提案理由

有料公園施設を加え、当該有料公園施設の使用料等を定め、及び有料公園施設を廃止するため。

下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 6 年条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 2 2 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 3 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

附則第 8 条第 7 項中「次条第 2 項」を「次条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「次条第 4 項本文」を「次条第 3 項本文」に改める。

別表中「1 2, 4 4 0」を「1 2, 5 0 0」に、「1 3, 3 2 0」を「1 3, 3 5 0」に、「1 0, 6 7 0」を「1 0, 8 0 0」に、「1 1, 5 5 0」を「1 1, 6 5 0」に、「8, 9 0 0」を「9, 1 0 0」に、「9, 7 9 0」を「9, 9 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた下関市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の条文整備を行うため。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 5 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 2 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 5 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。

別紙

令和5年度 下関市一般会計補正予算（第8回）

令和5年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ857,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,765,458千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年1月12日

下関市長 前田 晋太郎

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業	857,500

令和 5 年度

下関市一般会計補正予算
に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
16 国庫支出金	32,243,184
歳入合計	143,907,958

(単位：千円)

補 正 額	計
857, 500	33, 100, 684
857, 500	144, 765, 458

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	52,682,216	857,500	53,539,716
歳 出 合 計	143,907,958	857,500	144,765,458

(2) 歳入

款		補正前の額	補正額	計
項	目			
16	国庫支出金	32,243,184	857,500	33,100,684
	2 国庫補助金	12,955,007	857,500	13,812,507
	2 民生費国庫補助金	5,759,129	857,500	6,616,629

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	857,500	社会福祉費補助金 857,500 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 対象額 857,500千円の10/10

(3) 歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	市債	その他	
3	民生費		52,682,216	857,500	53,539,716	857,500			
	1	社会福祉費	28,956,416	857,500	29,813,916	857,500			
		10 臨時特別給付金給付事業費	4,171,000	857,500	5,028,500	857,500			

(単位：千円)

節			目 的 説 明	
区 分	金 額	説 明		
3 職員手当等	500	時間外勤務手当	低所得者支援及び定額減税補足 給付金給付事業	
10 需用費	176	消耗品費		
11 役務費	4,824	通信運搬費		2,657
		手数料		2,167
12 委託料	17,000	電算業務委託		1,000
		審査委託		16,000
18 負担金補助 及び交付金	835,000	補助金		835,000
		低所得者支援及び定額減税補 足給付金	835,000	

2. 繰越明許費の補正に関する調書

(単位：千円)

事業名	当該年度 予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰越理由
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
低所得者支援及び定額減税補 足給付金給付事業	857,500	857,500	857,500				年度内の事業完了が見 込めないため

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市手数料条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 5 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

戸籍法等の一部改正に伴い、下関市手数料条例の一部改正について、専決処分したため。

別紙

下関市条例第1号

令和6年1月5日

下関市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

下関市長 前 田 晋太郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中13の項を15の項とし、7の項から12の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表7の項とし、同項の前に次の1項を加える。

6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
---	--	-------------------------

	<p>籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>
--	--

別表第2 4の項を同表 5の項とし、同表 3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表 4の項とし、同表 2の項の次に次の1項を加える。

3	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>
---	--	--------------------------------

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定による監査及び同条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和 6 年 4 月 1 日
- 3 契 約 の 金 額 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を概算払できるものとする。
- 5 契 約 の 相 手 方 住 所 岩国市山手町一丁目 2 3 番 6 号
氏 名 呉 正 和
資 格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため。

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加等及び規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加等及び規約の変更について

令和 6 年 4 月 1 日から山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、及び山口県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、並びに山口県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

萩・長門清掃一部事務組合を山口県市町総合事務組合に加入させ、及び山口県市町総合事務組合規約第 3 条第 8 号及び第 1 1 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、並びに同規約を変更することに関し、協議するため。

別紙

山口県市町総合事務組合格約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合格約（平成18年指令平18市町第815号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第2の2の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の6の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の8の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町

総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の11の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期計画の認可
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期計画の認可
について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり作成された地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期計画を認可することについて、同法第 8 3 条第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る第 4 期中期計画を認可するため。

別紙

地方独立行政法人下関市立市民病院 第4期中期計画

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院が担う役割と機能

- (1) 診療機能等の充実
- (2) へき地医療拠点病院としての役割強化
- (3) 災害時及び感染症流行時における対応
- (4) 地域医療への貢献

2 患者満足度の向上

- (1) 患者中心のチーム医療の充実
- (2) 職員の接遇向上
- (3) 患者の視点に立ったサービスの提供

3 医療提供体制の充実

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

4 医療に関する調査及び研究

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の充実

- (1) 業務運営体制の構築
- (2) 事務職員の人材確保及び育成強化
- (3) 外部評価等の活用
- (4) 内部統制の充実・強化
- (5) 情報公開
- (6) 医療知識の普及啓発及び情報発信
- (7) 人事制度・給与体系の構築
- (8) デジタル化への対応

- 2 働き方改革の推進
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 安定した経営基盤の確立
 - 2 収益の確保
 - 3 経費の適正管理
 - 4 計画的な施設及び医療機器の整備
- 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
 - 1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力
- 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 1 予算（令和6年度から令和9年度まで）
 - 2 収支計画（令和6年度から令和9年度まで）
 - 3 資金計画（令和6年度から令和9年度まで）
- 第7 短期借入金の限度額
 - 1 限度額
 - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
- 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第10 剰余金の使途
- 第11 料金に関する事項
 - 1 料金
 - 2 料金の減免等
 - 3 料金の還付
- 第12 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画
 - 2 中期目標の期間を超える債務負担
 - 3 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成24年4月の設立以来、下関市長から指示された第1期、第2期及び第3期の中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長を生かし、柔軟かつ機動的な病院経営の下、下関地域の中核病院として、救急医療をはじめとする高度医療の提供に努めてきた。また、新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、下関保健所や他の医療機関と連携を図りながら、感染症患者を積極的に受け入れるなど、市立病院として求められる役割を果たしてきた。

下関市長から指示された第4期の中期目標においては、市民病院は、今後も、地域全体で持続可能な医療体制が維持できるよう、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、より一層、診療機能の充実と病院経営の安定化を図っていくことが求められている。

こうした観点から、引き続き、職員が一丸となって、市立病院としての使命と責任を積極的に果たしていくことを目指して、以下の基本理念、基本方針の下、ここに第4期の中期計画を定める。

【基本理念】

「安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します」

【基本方針】

- 市民のニーズに応じた最善の医療を提供します。
- 重点診療項目として、悪性疾患、救急及び生活習慣病に取り組みます。
- 安定した健全な病院経営を目指します。

第1 中期計画の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

- ・下関医療圏における中核的医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関では対応が困難な症例に対して、良質で高度な医療を着実に提供する。特に、市民のニーズが多い新生物系（悪性腫瘍など）、循環器系や筋骨格系の疾病への対応については、重点的に取り組む。
- ・地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、地域のニーズに即した医療を提供する。
- ・緩和ケア病棟の活用により、患者の苦痛を和らげることのできる環境を整えるとともに、がん患者に対しての相談体制の充実を図る。
- ・二次救急医療機関として、救急診療体制の確保・充実に努めるとともに、地域の医療機関等との連携及び役割分担の下、救急医療に積極的に取り組む。
- ・引き続き、健診センターの実施体制を充実させるとともに、生活習慣病をはじめ各種疾病に関する知識の普及・啓発を行うことにより、予防医療の充実に努める。

（機能ごとの病床数）

区 分		令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和9年度
一般病床	高度急性期	10	10	10
	急性期	292	292	292
	回復期	74	74	74
	慢性期	0	0	0
感染症病床		6	6	6
合 計		382	382	382

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
手術件数	1,950件	2,100件
冠動脈形成術（P C I）実施件数	125件	140件
消化管内視鏡治療件数	580件	580件
外来化学療法実施件数	2,370件	2,400件
二次性骨折予防継続管理料算定件数	185件	200件
緩和ケアチーム介入件数	80件	90件
がん相談件数	1,100件	1,200件
救急車搬送受入件数	2,800件	2,900件
救急車搬入後入院患者数	1,650人	1,700人
健康診断実施件数（人間ドックを含む。）	3,900件	4,000件

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

- ・市立豊田中央病院と連携を図るとともに、へき地（蓋井島）への巡回診療を継続するなど、へき地医療拠点病院として求められる支援を積極的に行う。

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

- ・災害拠点病院として、災害時においても継続して医療が提供できるよう、災害訓練の実施などにより、災害時対応の質を高める。また、災害時に必要な医療救護活動が実践できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の体制の維持に努める。
- ・災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進めるとともに、医療機能の維持・早期回復のためのマニュアルや業務継続計画（BCP）の充実に努める。
- ・第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき入院が必要な感染症患者を受け入れ

るとともに、新興・再興感染症の流行時においては、行政等の関係機関や地域の医療機関等と連携・協力をして、迅速かつ適切な対応を行う。

- ・新興感染症等の感染拡大時に備え、平時から行政等の関係機関や地域の医療機関等との連携に努めるとともに、感染症患者の受入体制の整備及び感染症対策に必要な医療材料の備蓄を行う。

(4) 地域医療への貢献

- ・山口県地域医療構想に基づき下関医療圏地域医療構想調整会議が示した今後の方向性を踏まえ、病院再編・統合の可能性について検討を進めるとともに、下関医療圏の持続可能な医療提供体制の維持に寄与する。
- ・地域医療支援病院として、地域の医療機関との役割分担及び連携を図り、紹介患者のスムーズな受入に努めるとともに、病状が安定した患者に対しては、紹介元医療機関等への逆紹介の推進に努める。
- ・院内外の医療従事者に向けた研修を開催し、病診連携・病病連携の強化を図るとともに、地域医療提供体制の更なる向上に努める。
- ・地域包括ケアシステムを担う急性期病院として、切れ目のない医療・介護の提供につながるよう、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等との連携や協力体制の維持・強化に努める。
- ・在宅で療養を行っている患者が病状の急変等により入院が必要となった場合に、在宅医療を提供する医療機関と連携し、円滑な入院受入れを行う。
- ・医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生の実習受入れを積極的に行うとともに、中高生に対する職業体験等を実施し、将来における地域医療の担い手の育成に努める。
- ・引き続き、復職支援セミナーを開催するなど、潜在看護師の再就職を支援する。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
紹介率	80.0%	80.0%
逆紹介率	130.0%	130.0%
地域医療研修会開催件数	12件	12件

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

- ・患者自らが受ける医療を十分理解し、納得の上で自分にあった治療法を選択できるようインフォームド・コンセント（説明と同意）の徹底を図るとともに、患者の安全確保に万全の対応を行うことができるよう医療安全管理体制の充実に努める。
- ・患者又はその家族からの医学的質問及び生活並びに入院中の不安等の様々な相談に対応するよう、患者サポート体制の充実に努める。
- ・専門スタッフがそれぞれの知識を持ち寄り、総合的かつ専門的なチーム医療を実践することにより、患者に最適な治療方針を検討する。
- ・標準的かつ効率的な医療を推進し、患者の負担軽減を図るため、クリニカルパスの積極的な活用に取り組む。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
インフォームド・コンセント時における医療従事者の同席率	99.7%	99.7%
クリニカルパス適用率	45.0%	50.0%

(2) 職員の接遇向上

- ・患者やその家族、市民からの信頼と親しみを得られるよう、接遇に関する研修等を実施し、職員の意識を高めるとともに、接遇・応対力の向上を図る。

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

- ・患者満足度（CS）調査については、常に患者の視点に立ったテーマを持ち、定期的実施することにより、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させる。
- ・院内ボランティアとの連携を図ることにより、常に市民や患者の視点に立ったサービスの提供に努める。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
患者満足度調査アンケート結果	89.5点	90点

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

- ・提供する医療水準の維持・向上を図るため、大学などの教育・養成機関との連携を図り、医師をはじめ、看護師、薬剤師その他医療技術職の適切な確保に努める。特に医師については、大学医局との連携の一層の強化を図り、安定的に医師を確保する取組を継続する。
- ・臨床研修医についての研修プログラムの充実を図るとともに、専攻医の専門医資格取得に対する支援等を図り、若手医師にとって魅力ある病院づくりに努める。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
初期臨床研修医マッチング数	5人	5人

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

- ・医療職の専門性を高めるため、医師、看護師、医療技術職員などの医療スタッフの院外の学会・研修会等への参加を奨励する。
- ・看護キャリア開発ラダーを活用し、個々のキャリア開発を行うとともに、院内での看護管理者の育成を推進する。
- ・認定看護師教育課程及び特定行為研修に係る看護師の育成については、計画的かつ戦略的に行うとともに、職員が資格を取得する際には積極的な支援を行う。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
認定看護師数	12人	15人

4 医療に関する調査及び研究

- ・医療の発展につながる臨床研究や治験に取り組み、新しい治療法の開発等に貢献する。なお、実施にあたっては、倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性を十分調査した上で行う。
- ・DPCデータやクリニカルパス等を活用して、医療の質及び効率性の向上を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

- ・理事長のリーダーシップの下、機動的な経営判断や予算執行により、効率的・効果的な業務の推進を図る。
- ・理事会や病院内の経営会議等において、経営分析の実施や計画の進捗管理等を行うことにより、継続的に業務運営の改善を図る。
- ・診療報酬の改定や患者の意向調査などを踏まえた経営戦略を実行するため、経営企画部門の体制を強化する。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

- ・事務職員については、専門的な知識・経験を有する職員の採用や研修制度の充実等により、病院の事務に精通した職員の確保・育成に努める。

(3) 外部評価等の活用

- ・病院機能評価等の認定更新に取り組むとともに、地方独立行政法人法に基づいた市の評価等を受けることで、継続的な医療機能の向上及び業務の改善を図る。

(4) 内部統制の充実・強化

- ・内部監査を実施するほか、内部統制の取組を継続的に推進することにより、内部統制の更なる充実を図る。
- ・コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）に関する研修等を実施することにより、職員の倫理観の向上に努め、医療法をはじめとする関係法令や行動規範の遵守を徹底する。

(5) 情報公開

- ・診療録（カルテ）等の個人情報については、関係法令、ガイドライン、市の関係条例、法人規程等を遵守し、適正な管理に努めるほか、情報開示の請求があった場合には、関係法令等に則り適切に対処する。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

- ・市民を対象とした公開講座の開催等により、市民が必要としている医療に関する情報の普及啓発に努めるとともに、ホームページや病院広報紙等により、市民病院の機能や診療実績等の情報提供を行う。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
市民公開講座開催件数	2件	2件
病院広報紙「まごころ」発行回数	4回	4回

(7) 人事制度・給与体系の構築

- ・職員のモチベーション向上に資する人事評価制度の充実を図るとともに、適宜制度の見直しを検討し、より適切な人事評価制度の構築を図る。
- ・人事評価制度や法人の業務実績等を反映し、組織全体の活性化につながるのと同時に、社会情勢に適合した独自の給与制度の構築を図る。

(8) デジタル化への対応

- ・各種データやデジタル技術・設備・機器の導入・活用を図り、医療の質の向上や患者の利便性の向上、業務の効率化に努める。
- ・厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底を図る。

2 働き方改革の推進

- ・職員が健康で安心して働くことができるよう、多様な勤務形態を導入するなど、勤務環境の整備に取り組み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保を推進する。
- ・働き方改革を実現するため、タスク・シフト/シェア（業務の移管や共同化）等を推進し、医師をはじめ職員の勤務負担軽減及び時間外労働の短縮を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 安定した経営基盤の確立

- ・安定した経営基盤を確立するため、部門別の収支分析や同規模病院との比較による分析を行うことなどにより、経営改善を進める。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
経常収支比率	99.7%	101.0%
修正医業収支比率	96.6%	97.1%

2 収益の確保

- ・地域連携室を中心に、地域の医療機関との連携強化等に取り組み、新入院患者の確保に努めるとともに、効率的な病床管理の運用等により、病床稼働率の維持・向上を図る。
- ・診療情報データの分析や診療報酬改定への的確な対応、新規加算の積極的な取得、適切な診療報酬請求等により、継続的に安定した診療収

入の確保に努める。

- ・夜間診療における医療費預かり制度や院内連携等により、未収金の発生防止に努めるとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書による督促や訪問回収等の多様な方法により、早期回収に努める。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
病床稼働率	68.4%	75.7%
入院診療単価	68,500円	68,500円
外来診療単価	24,800円	22,500円

3 経費の適正管理

- ・適正な職員配置と人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等による材料費の抑制等により、費用の適正化を図る。
- ・政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の収入をもって充てることができるよう、健全な病院経営に取り組む。

指 標	令和5年度見込	令和9年度目標
人件費比率（対修正医業収益）	55.0%	53.8%
材料費比率（対修正医業収益）	30.0%	27.1%
経費比率（対修正医業収益）	14.0%	14.9%
後発医薬品使用比率	85.0%	85.0%

4 計画的な施設及び医療機器の整備

- ・施設・設備については、適切な予防保全を行うことにより、その安全性及び病院機能の継続性を確保する。
- ・医療機器については、計画的に整備・更新することにより、医療の質を高める。特に高度医療機器の更新については、将来にわたる計画を

明確にし、効率的かつ効果的に実施する。

＜主な施設整備及び医療機器の更新＞

- ・エレベータ改修工事
- ・病院情報システム（電子カルテ）更新
- ・アンギオ装置更新

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

- ・市立病院として、下関市との連携体制を維持するとともに、下関市が実施する健康福祉関連施策に対して積極的な協力を行う。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		41,487
	医業収益	38,719
	運営費負担金等収益	1,978
	その他営業収益	791
営業外収益		275
	運営費負担金等収益	48
	その他営業外収益	227
資本収入		4,143
	運営費負担金等	1,663
	長期借入金	2,480
	その他資本収入	0
計		45,905
支出		
営業費用		39,650
	医業費用	38,564
	給与費	20,176
	材料費	11,770
	経費	6,420
	研究研修費	199
	一般管理費	1,085
営業外費用		115
資本支出		5,730
	建設改良費	2,480
	償還金	3,210
	その他の資本支出	40
計		45,495

(注記)

- 1 計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。
- 2 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価変動及び消費税の改定は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中、21,225百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金等の見積り]

救急医療、感染症医療などの不採算医療に係る経費については、総務省繰出基準に準じて算定された額とする。なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額		
収益の部		43,501		
	営業収益	43,247		
	医業収益	医業収益	39,421	
		運営費負担金等収益	3,640	
		補助金等収益	89	
		資産見返負債戻入	97	
	営業外収益	254		
	運営費負担金等収益	運営費負担金等収益	48	
		その他営業外収益	207	
	臨時収益	0		
	費用の部		43,243	
	営業費用	43,129		
	医業費用	医業費用	40,495	
		給与費	給与費	20,176
			材料費	10,700
			経費	5,836
			減価償却費	3,584
			研究研修費	199
	一般管理費	1,085		
	その他営業費用	1,548		
	営業外費用	115		
臨時損失	0			
純利益		258		
目的別積立金取崩額		0		
総利益		258		

（注記）

計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画（令和6年度から令和9年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額	
資金収入		46,730	
	業務活動による収入	41,762	
	診療業務による収入	38,719	
		運営費負担金等による収入	2,025
		その他の業務活動による収入	1,018
	投資活動による収入	1,663	
	運営費負担金等による収入	1,663	
		その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	2,480	
	長期借入れによる収入	2,480	
		その他の財務活動による収入	0
	前期からの繰越金	825	
	資金支出		45,495
	業務活動による支出	39,764	
	給与費支出	21,225	
		材料費支出	11,770
		その他の業務活動による支出	6,769
	投資活動による支出	2,520	
	有形固定資産の取得による支出	2,480	
		その他の投資活動による支出	40
	財務活動による支出	3,210	
	長期借入金の返済による支出	3,155	
		移行前地方債償還債務の償還による支出	55
		その他の財務活動による支出	0
	次期中期目標の期間への繰越金	1,236	

（注記）

計数は、項目ごとに端数を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1,500百万円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

理事長は、病院の診療料及びその他の諸料金として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免等

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免し、又は料金の徴収を猶予することができる。

3 料金の還付

既納の料金は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画 (単位：百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器整備	2,400	下関市からの 長期借入金等
院内施設整備	80	

(注記)

金額については見込みであり、各事業年度の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	55	65	120

(2) 長期借入金 (単位：百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	3,155	2,132	5,287

3 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
株式会社安成工務店
代表取締役 安 成 信 次
- 2 目 的 物 下関市富任町五丁目 6 2 番 1 ほか 2 筆
土地 3, 1 0 4 . 8 8 平方メートル（内訳別表のとおり。）
- 3 予 定 価 格 8 0, 7 4 8, 9 4 5 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、本契約確定の日から 2 0 日以内に全額収入する。

提案理由

下関市富任町五丁目の市有地を売却するため。

別表

所在	地番	面積 (m ²)
下関市富任町五丁目	6 2 番 1	1, 8 6 2. 0 6
〃	6 2 番 5	6 7 0. 2 2
〃	6 2 番 6	5 7 2. 6 0
合計		3, 1 0 4. 8 8

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 2 期）につき、下記
のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府満珠町 1 0 番 2 6 号

株式会社高松建設

代表取締役 高 松 傑

2 工 事 名 勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 2
期）

3 請 負 代 金 額 3 1 4, 0 5 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目 5 番 1 号

提案理由

勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 2 期）の請負契約
締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府金屋浜町 7 番 8 号

株式会社ダイチ工業

代表取締役 中 西 洋 一

2 工 事 名 勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事

3 請 負 代 金 額 4 1 5 , 5 8 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目 5 番 1 号

提案理由

勝山中学校校舎（22）長寿命化改良建築主体工事の請負契約締結のため。

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について
令和 3 年 6 月 3 0 日可決議案第 1 2 5 号「下関市新総合体育館整備事業に係
る事業契約締結について」中
「4 契 約 金 額 9, 8 9 3, 6 9 6, 9 4 4 円」を
「4 契 約 金 額 1 0, 2 5 8, 2 9 7, 3 5 2 円」に変更する。

提案理由

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 9 日可決議案第 1 6 3 号「工事請負契約締結について」中
「3 請負代金額 1 8 1, 8 3 4, 4 0 0 円」を
「3 請負代金額 2 1 3, 9 3 5, 7 0 0 円」に変更する。

提案理由

令和 4 年度六連丸係留施設整備工事に係る請負契約を一部変更するため。

